

2018 年 11 月 8 日

山口県知事 村岡嗣政様

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会

〒 755-0031 宇部市常盤町 1-1-9

TEL & FAX 0836-21-8003

umetatekinshi@gmail.com

「平成 30 年（行コ）第 13 号 損害賠償等請求控訴事件（住民訴訟）」

控訴取り下げの要望

標記事件（第 1 審「平成 25 年（行ウ）第 10 号」「平成 27 年（行ウ）第 1 号」「同第 5 号」「同第 6 号」）について、2018 年 7 月 11 日、山口地裁は、村岡知事ならびに山口県庁の行為を違法であると判示しました。

しかしながら、村岡知事ならびに山口県庁は、この判決を真摯に受け止めることなく、傲慢にも同年 7 月 23 日に控訴しました。この判断と行為に対して、山口県民および全国の市民によって構成するわたしたち「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会」は、下記理由により、満身の怒りを込めて抗議するとともに、その取り下げを強く要望するものです。

1. 争点逸らしと責任転嫁

村岡知事は原判決後の記者会見において、「争点ではないところを違法とされ驚いている」旨のコメントをあらわしていますが、違法とされたのは無駄な補足説明請求に伴う公金の支出であり、正にこの点において原告らは監査請求を行い、監査委員会の不当な監査判断を受け、住民訴訟を提起せざるを得なかったのです。すなわち、この点が正に争点であったのです。

それにもかかわらず村岡知事らは原審において、山口地裁が正當にも「本案前の争点」と整理した点について、執拗にこだわり続け、あたかもそこに争点があるかのように振る舞いました。それは村岡知事らが、本案で争うことなく、本裁判を「却下」において終結しようと企てたからでありましょう。

それはこの度の控訴理由書においても何ら変わっていません。確かに判示されてしまったので、本来の争点についても控訴理由書は一応は論じていますが、相変わらず、手前勝手な「本案前の争点」に大分を割き、またしても無駄な時間を費やそうとしています。

村岡知事は、原審においてもこうした「争点逸らし」の主張により多大な時間を浪費したのです。冒頭のコメントは、判決を得ても、こうした行為を全く顧みていない現れであり、同時にそれは県民に対して、真実を覆い隠した虚偽の報告でもあります。

更には、この度の控訴理由書において村岡知事は、原審が長期に及んだ自らの責任を原告に転嫁しています。あまつさえ、裁判所の都合による判決言渡の延期をも原告の責任だと主張している始末です。

また前述の通り、原判決は正當にも争点について判示したため、やむなく村岡知事らも控訴理由書において原判決を非難していますが、その中で、本来の争点について自らが論じなかったことを、あたかも裁判所の責任であるかのような主張が繰り返し為されています。中

には「両当事者に主張をさせなかった」旨の主張すら為していますが、原告は当初から争点について主張しているのであり、村岡知事らの主張は全く当たらないことをここに明言しておきます。

2. 本案に関する主張の不合理

前述したとおり、村岡知事らは、この度の控訴においても「争点逸らし」により、本案に至る前の却下を企てていることは明白ですが、原審が判示したことにより、本案についても原審への非難を主張しています。しかしそれらはいずれも不合理な主張だと言わざるを得ません。

先ず以て不合理を指摘しなければならない点は、原判決は埋立免許延長そのものを「違法と判断していないことはいうまでもなく明白である」としている点です。判断留保が裁量権の逸脱であり違法であるということは、逆に言えば判断すべきであったということであり、その場合の判断とは不許可であるはずであり、従って村岡知事らの言い分は、全く当たらないと言わざるを得ません。村岡知事は、県議会でも同様の主張を公言されていますが、甚だしく合理性を欠いたそれは、やはり虚偽との誹りを免れないものです。

次に、村岡知事らは、原判決が認めた以上に「時」の裁量権があったことを主張しますが、これも不合理です。公有水面埋立法には次のようにあります。第十三条「埋立の免許を受けた者は埋立に関する工事の著手及工事の竣功を都道府県知事の指定する期間内に為すべし」。第十三条の二「都道府県知事正当の事由ありと認むるときは免許を為したる埋立に関し埋立区域の縮少、埋立地の用途若は設計の概要の変更又は前条の期間の伸長を許可することを得」。その上で判断のための、ある程度の「時」の裁量権があるとしても、原則は同法が示すとおりです。村岡知事らの主張によれば、実質的に同法と同条項を行政が全く無効化できることになります。

三点目は、裁量権行使の相手は中国電力であり、同社から異議が唱えられていないから逸脱ではないとの主張です。これはより根本としての民主主義の原理に反していると言わざるを得ませんし、公有水面埋立法が何故にあるのかを全く理解されていないと言わざるを得ません。この主張は、本件以前に、憲法遵守義務違反が問われるべきものです。

そもそも村岡知事が、上関原発用地埋立が合法的且つ合理的だと考えるならば、原審が述べているとおり、埋立免許は一旦不許可として新たな申請について審査すべきです。こうした基本的道理を度外視した不当な判断留保と延長に対して、原審は当然に違法と断じたのです。

公金を更に支出する傲慢且つ無責任極まりないこの度の控訴は即刻取り下げを重ねて強く要望します。

以上